

令和4年度福岡県性暴力対策会議議事要旨

1 日時

日時：令和5年1月27日（金）10時30分～11時30分（オンライン会議）

2 出席者

委員は資料2「福岡県性暴力対策会議委員名簿」のとおり。

大脇委員、福井委員、瀬戸委員、清見委員が欠席。布村委員の代理として、福岡地方検察庁の高崎総括捜査官が出席。

3 議事概要（●は委員からの質問・意見、◎は座長の発言、→は事務局からの回答）

(1) 議題1「座長の選出について」

- 資料1「福岡県性暴力対策会議設置要綱」により、事務局から説明を行った。互選の結果、松浦委員が座長に選任された。

(2) 議題2「条例に基づく具体的施策の実施状況について」

- 資料3「性暴力根絶条例に基づく具体的施策の実施状況について」、資料3別添1「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣先行実施アンケート結果概要(令和3年度)」、資料3別添2「性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会 実施状況」により、事務局から説明を行った。

- 委員により、以下の議論が行われた。

(性暴力対策アドバイザー派遣事業について)

- 小学校低・中学年への派遣は希望校に対してということだが、新たな取り組みはハードルが高く、特に校長等の意向に左右されることも考えられる。意向調査等を行い、希望しない場合については、理由を分析した上で、改善を図っていく必要がある。

(性暴力加害者対策について)

- 加害者に対する教育が一般にも行きわたることがもっとあってもよいのではないか。施策の柱Ⅰ「性暴力根絶に向けた教育・啓発活動」と施策の柱Ⅲ「性暴力加害者対策」が重要な位置付けを持っていると認識している。性暴力根絶条例施行後3年が経ったこの機会に、県で何かフォローできないか。

- 委員から、以下の情報提供があった。

(施策の柱Ⅰ「性暴力根絶に向けた教育・啓発活動」について)

- 日本弁護士連合会で「包括的性教育」の実施とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツを保障する包括的な法律の制定及び制度の創設を求める意見書」を提出した。

(性暴力対策アドバイザー派遣事業について)

- 児童間の性暴力事案の事後指導に教員が苦慮していたが、性暴力対策アドバイザー派遣事業による講義が実施され、内容が年齢にも合っており、非常に適切かつ有効であったという例を聞いた。

(3)議題3「その他」

- 性暴力根絶条例の見直しに関するスケジュールは決まっているのか。
→ この条例は議員提案条例であり、条例改正については議決事項である。現時点では具体的なスケジュールは未確定であるが、当会議でのやり取りを踏まえて対応していく。
- 加害者対策において、一部のカウンセラーの間で「思ったことを全て話すように促すことが、果たして治療的なのか」と再検討されている。
「これは話してよい内容なのか」と頭の中で考え、整理することが、性衝動のままに行動しないように、心理的なブレーキを作動させる練習として役立つという意見である。性犯罪は衝動が行為に直結する機会が多いため、性衝動と行為との間の距離をいかに作っていくかということも、治療プログラムの中で考えられてよい。その一方策として、「カウンセリングで聞いた内容等が犯罪捜査上、必要な情報であれば、警察に伝える場合もある」と事前に断っておくことが、性犯罪者にとっては、ときに治療的に作用する場合もあるとされていることを情報提供したい。
- 性暴力被害の相談について、被害直後だけではなく、数年後の被害の相談が増えてきているという実感がある。
そうした方について、司法的な解決が難しかったり、使える行政のサービスも少なかったりする中で、精神的なケアの面が不足していると感じる。
精神科との提携が不足しており、近くで精神的医療を受けられる体制が整っているとは言えない状況にある。
産婦人科医療費の公費支出に比べ、精神科分は件数が少ないものの、4年度前半は3年度に比べて1.5倍ほどの伸び率で増加している。ニーズはあるが、それに対応できるリソースが不足していると感じている。可能であれば、今後、提携医療機関の拡大や連携強化を図っていただければと思う。
- ◎ 医療機関に関する意見については承り、事務局経由で関係機関に相談する。
福岡県における性暴力根絶に向けた取組みが一層推進されるよう、委員の皆様には引き続き御協力をお願いする。